

津山圏域衛生処理組合職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する条例

平成4年5月1日

津山圏域衛生処理組合条例第2号

改正 平成15年3月31日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、津山圏域衛生処理組合職員の勤務時間・休日及び休暇等について定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する事項については、津山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年津山市条例第23号）及び津山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年津山市規則第28号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。